# 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

（令和八年十一月六日　参議院政治改革に関する特別委員会）

本法の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、統一地方選挙の統一率については、平成十九年以降の直近五回において、いずれも三十パーセントを下回っているところ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑かつ効率的な執行を図るとの本法の趣旨を実効あるものとするため、統一率の向上方策等について検討を行い、必要な措置を講ずるよう努めること。

二、選挙管理委員会の専任職員の配置など地方公共団体の管理執行体制を確保し、選挙の公正を確保するため、地方公共団体の体制確保への支援を行うとともに、近年頻発化・激甚化する自然災害に備え、災害時においても選挙の適正な管理執行が行えるよう、地方公共団体への必要な技術的・財政的な支援を行うこと。

三、投票率が依然として低い状況にあることから、地方公共団体と連携して、投票日当日の投票所を十分に確保するとともに、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の設置、選挙啓発の積極的な実施など投票率の向上に資する取組を進めること。

四、高齢者や障害者等が安心・円滑に投票することができるよう、地方公共団体と連携して、投票所のバリアフリー化や移動支援、候補者情報の配付、使いやすく安定した記載台の設置、投票の秘密の確保を含め

た代理投票の公正な実施など投票環境の一層の向上に努めること。

五、本年七月に成立した公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五八号）が、令和九年執行の統一地方選挙から施行されることとなるため、同法の施行に向けた準備に万全を期すとともに、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響が軽減されるよう、実効性の確保に努めること。

六、本法により、都道府県及び指定都市の選挙期日が令和九年四月十一日に、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙期日が同年四月二十五日になることを踏まえ、大都市地域における特別区の設置についての住民投票が大都市地域の自治の在り方を決める重要なものであることに鑑み、当該住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整すること。

右決議する。